

特定非営利活動法人

豊かなふる里を築く研究会

定 款

制定 平成 14 年 12 月 17 日

改訂 平成 15 年 6 月 1 日

改訂 平成 22 年 5 月 24 日

特定非営利活動法人 豊かなふる里を築く研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人豊かなふる里を築く研究会と称する（以下本会という）。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を福島県福島市に置く。

(目的)

第3条 本会は、熟練（中高年）地質家と多彩な分野での熟練技術者とからなる非営利活動組織である。本会はふる里を豊かにするための、そして、そこに住む人々の働く場を増すための活動を行うものとする。豊かなふる里を築くための活動として、自然環境・生活環境の改善に係わる調査研究・教育普及活動、自然災害及び人類が生み出した環境上の負の遺産等に係わる調査研究及び教育普及活動を行う他に、社会福祉事業団体やボランティア団体などが行う活動（次世代人材の育成の推進・社会教育・世代間の意識の差を埋める健全なまちづくり・文化及び芸術の振興・環境の保全・地域安全・国際協力など）に協力する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、ふる里を豊かにするためには、都市に集中している人口の地方分散が必要であると考え、ふる里に人が集まりやすい状況を形成するため、特定非営利活動促進法（以下法という）第2条の別表に掲げる以下の活動項目に係わる活動を行うものとする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 国際協力の活動

(9) 子供の健全育成を図る活動

(10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は救援の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、第4条に示す特定非営利活動に関わる次の事業を行う。

(1) ふる里を豊かにするための資源環境及び天変地異に関する調査研究及び教育普及事業

(2) ふる里を豊かにするために不可欠である天変地異から家人を守ることができ、ふる里の資材と職人によって造られるいわゆる200年住宅（長期優良住宅）建設の普及促進事業

(3) ふる里を豊かにするための村おこし・町おこし、あるいは、文化・芸術又はスポーツの振興に係わる活動を行っている他集団に対する協力

(4) ふる里に住む人の心を明るくするための事業

(5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種類及び資格)

第6条 本会の会員は個人会員と団体会員の2種類とする。

2 個人会員は本会の目的に賛同し、実践的活動を行おうとする成人とする。

3 団体会員は、本会の目的に賛同し、本会の運営を支え、個人会員の活動を支援する意志をもつ法人又は団体の本社や事業所（の代表者）とする。

(入 会)

第7条 本会の会員になる事を希望する者は、書面にて入会の意思を表明し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会に於いて別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡又は次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(退 会)

第10条 会員で退会しようとする者は、1箇月前に退会の意思を理事長に届け出れば、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の議決を経て除名にすることが出来る。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

(抛出金の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

2 前2条の規定により、会員の資格を喪失した者は、本会の資産について、いかなる請求権も有しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員をおく。

理事長 1名

専務理事 2名以内

常務理事 2名以内

理事 12名以内

監事 2 名以内

(選任等)

- 第 1 4 条 本会の役員は立候補者名簿に記載された個人会員の中から選任する。
- 2 役員へ立候補できるのは会員 3 名以上の推薦を受けた個人会員もしくは、理事長の推薦を受けた個人会員及び役員を経験したことがある個人会員(自薦)とする。立候補を希望する者は、総会開催の 2 週間前までに、事務局長に届け出て、立候補者名簿に記載されなければならない。
 - 3 立候補者が定数を満たしていない場合は、理事長は不足分を個人会員の中から推薦できるものとする。
 - 4 最高顧問及び顧問を除く役員は、立候補者名簿に記載された候補者から、総会出席者による投票によって選任される。
 - 5 最高顧問及び顧問は、理事長及び理事経験者又は本会に功績を残した者の中から理事長が指名し、理事会の承認を受けて選出される。
 - 6 理事は監事を、監事は理事及び職員を兼ねることができない。
 - 7 役員は法第 20 条に適合し、その構成は法第 21 条に適合しなければならない。

(職 務)

- 第 1 5 条 理事は理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
- 2 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 3 本会の業務に関して、法人としての代表権は理事長に限定する。
 - 4 最高顧問及び顧問は、本会のシンボルであり、理事長を指導する。また、理事会に出席して意見を述べるができるが、表決には参加できない。
 - 5 専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、理事長の職務を代行する。
 - 6 常務理事は理事長を補佐し、本会の常務を処理する。
 - 7 監事は法第 18 条に掲げる職務を行う。

(任 期)

- 第 1 6 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、定款に定める定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員は、役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、その任期中であっても、総会の決議により解任することができる。

(報酬など)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

- 3 役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(名誉会員)

第20条 本会に功績を残して亡くなった会員には、名誉会員を贈ることができる。

- 2 名誉会員は理事会が推薦し、理事長が任命する。

第4章 会議

(種類及び開催)

第21条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。

- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で必要と認められたとき

- (2) 個人会員の3分の1以上からの請求があったとき

- (3) 法第18条第4項の規定により、監事が招集したとき

- 4 理事会は、必要に応じて随時開催する。

(総会の構成)

第22条 総会は、個人会員及び団体会員を持って構成する。

- 2 個人会員及び団体会員は、総会で意見を述べ、表決に参加できる。

(理事会の構成)

第23条 理事会は、最高顧問・顧問及び理事をもって構成する。

(招集)

第24条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。

- 2 会議の招集は、会議を構成する個人会員または理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

第25条 総会には、次の事項を付議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員を選任または解任
 - (4) 定款及び施行細則の変更
 - (5) 本会の解散又は合併
 - (6) 前各号のほか、理事会より付議された事項
- 2 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。
 - (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第26条 総会及び理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 会議は、総会にあつては、会員の3分の1以上、理事会にあつては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

- 2 会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について他の出席者あるいは議長に書面をもって委任することができる。
- 3 前項の場合における前条の規定については、会員又は理事は出席したものとみなす。

- 4 議決について特別の利害を有する会員又は理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（評決委任者数付記）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、署名押印しなければならない。

第5章 運営組織

(委員会及び部会等)

第30条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会、部会及び活動ユニット（研究会・調査団等）等の運営組織を置くことができる。

- 2 個人会員が5人以上集まれば、新たに活動ユニットをつくることができる。ただし、ユニットの長は理事長又は理事経験者とし、ユニットの成立は理事会の議決を経て、理事長の承認を得るものとする。新ユニットの承認に際しては、理事会は別のユニットの活動を停止させることを議決しうる。活動ユニットは理事長承認後、参加を希望する個人会員及び団体会員の参加を受け入れることができる。ただし、活動が終了すれば解散するものとする。

(事務局)

第31条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置く。事務局長は理事長が職員又は個人会員（理事を含む）の中から選任する。ただし、初代事務局長は設立者とする。
- 3 事務局には、個人会員から選抜した職員を置くことができる。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事長が定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(会計の原則)

第35条 本会の会計は、法第5条2項の区分に従い、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第37条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 3 予算議決後、やむを得ない事態が生じたときは、総会の議決を得て、規定の予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度終了後3箇月以内に、年度末資産目録と共に監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において、個人会員の2分の1以上が出席し、出席した個人会員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解散)

第40条 法第31条の規定により、総会の決議に基づいて本会を解散する場合は、個人会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において個人会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(合併)

第42条 法第33条の規定により、総会の決議に基づいて、本会が合併しようとするときは、個人会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ所轄庁の承認を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告)

第43条 本会に必要な諸手続において、法に定める公告は、本会のホームページに掲示すると共に官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(施行細則)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

附 則

1. この定款は、法人設立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項から第 6 項までの規定にかかわらず、別表の通りとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、法人設立の日から平成 16 年度 6 月 30 日までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本会の設立当初の事業年度及びその後 2 事業年度において、入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人会員 (A)	入会金	なし	会費年額 1 口	30,000 円
(2) 個人会員 (B)	入会金	なし	会費年額 1 口	5,000 円
(3) 青少年会員	入会金	なし	会費年額 1 口	2,000 円
(4) 団体会員 (本社)	入会金	なし	会費年額 1 口	120,000 円
(4) 団体会員 (事業所)	入会金	なし	会費年額 1 口	80,000 円

別表 設立当初の役員

代表理事	長 谷 紘 和
代表理事	大 村 一 夫
専務理事	藤 卷 宏 和
専務理事	高 山 俊 昭
常務理事	高 橋 一 郎
常務理事	大 村 晴
理 事	古 部 浩
理 事	伊 藤 稔
理 事	菅 福 彦
理 事	山 田 尚 男
理 事	渡 辺 敬 蔵
理 事	伊 藤 松 弘
理 事	岩 井 雅 夫
理 事	田 鍋 匡 隆
理 事	大 江 正 義
監 事	丹 野 光 穂